

令和2年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和2年6月18日(木)

閉会 令和2年6月18日(木)

仁木町議会

令和2年第2回仁木町議会定例会議事日程

- ◆日 時 令和2年6月18日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）
日程第8 一般質問 新型コロナウイルス感染症拡大の影響とその対応について（佐藤秀教議員）
本町の危機管理対策について（磨 直之議員）
「北海道版避難所マニュアル」の改正による本町の対応について（門脇吉春議員）
町営住宅等の長寿命化対策は（野崎明廣議員）
果樹生産者への支援について（上村智恵子議員）
本町の再生可能エネルギー施策について（上村智恵子議員）
日程第9 議案第1号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第2号 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第3号 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第4号 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第5号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について
日程第14 議案第6号 仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
日程第15 議案第7号 仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第16 議案第8号 仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第17 議案第9号 仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第18 議案第10号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第19 議案第11号 仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第20 議案第12号 大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について
日程第21 議案第13号 令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請

負契約の締結について

- | | | |
|-------|----------------|----------------------------------|
| 日程第22 | 同意第1号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 同意第2号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第3号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第25 | 同意第4号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第26 | 同意第5号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第27 | 同意第6号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第28 | 同意第7号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第29 | 同意第8号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第30 | 同意第9号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第31 | 同意第10号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第32 | 同意第11号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第33 | 同意第12号 | 仁木町農業委員会委員の任命について |
| 日程第34 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第35 | 意見案第5号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第36 | 意見案第6号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第37 | 意見案第7号 | 地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書 |
| 日程第38 | 意見案第8号 | 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書 |
| 日程第39 | 委員会の閉会中の継続審査 | |
| 日程第40 | 委員会の閉会中の所管事務調査 | |

令和2年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 2年 6月18日（木） 午前 9時30分
 閉 会 令和 2年 6月18日（木） 午後 3時47分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	泉 谷 享
財 政 課 長	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 佐 弘 樹)
住 民 課 長	和 田 秀 文	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子		
産 業 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和2年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・門脇議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、6月5日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会は、報告1件、承認1件、議案13件、同意12件、諮問1件、意見書4件の計32件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、5名から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4から第5は、その他事項(1)で決定のとおり進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7の専決処分・補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第8の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、鷹議員1件、門脇議員1件、野崎議員1件、上村議員2件の順でございます。日程第9から第12の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13から第18の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19の計画変更、日程第20の計画策定、日程第21の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第22から第33の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第34の諮問については、提案説明後、同じく会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第35から第38の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第39・委員会の閉会中の継続審査、日程第40・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長から申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和2年第2回仁木町議会定例会招集日は本日、6月18日木曜日、会期は開会が6月18日木曜日、閉会が6月19日金曜日の2日間といたします。

次に、その他の事項でございます。(1)新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。新型コロナウイルス感染症防止対策のため、5月15日開催の議会運営委員会において、当面の間の議会運営を次のとおりすることが決定されましたが、第2回定例会についても現体制を継続することになりました。なお、内容は記載のとおりであります。

次に、(2)当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月18日から6月19日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月18日から6月19日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 皆さんおはようございます。

報告第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和2年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、宮本副議長はじめ、議員各位、また原田代表監査委員、今井識見監査委員にはご参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、本議会運営に対しましても、5月の臨時会同様、感染防止対策としてご配慮賜り感謝申し上げます。

各議案につきましては、簡略に説明させていただき、冒頭の行政報告につきまして、配布させていただきました書面にてご報告とさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、報告第1号の提案説明をさせていただきます。令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。令和元年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄） 鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三） 報告第1号、令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。令和元年度の繰越明許費につきましては、令和元年度内に支出を終わらなかつたため、予算の定めるところにより令和2年度に繰越したものでございます。

1ページをお開き願います。令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書一般会計でございます。上段は、10款. 教育費、2項. 小学校費、事業名は校内通信ネットワーク等整備事業小学校施設整備事業、金額は789万7000円、翌年度繰越額は全額の789万7000円でございます。財源内訳ですが、国・道支出金が394万8000円、地方債が390万円、一般財源が4万9000円でございます。下段は、10款. 教育費、3項. 中学校費で小学校費同様の事業で、金額、翌年度繰越額、財源内訳は表に記載のとおりでございます。二つの事業を合わせた合計金額は1496万6000円、翌年度繰越額は全額の1496万6000円、財源内訳は国・道支出金が748万2000円、地方債が740万円、一般財源が8万4000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。あらかじめ申し上げますが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり質疑は1人3回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄） 「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年5月18日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4411万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1364万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年5月18日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第1号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和2年5月18日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金、19款、繰入金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計4411万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を40億1364万5000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費から10款、教育費までをそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計4411万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を40億1364万5000円とするものでございます。

次に、下段3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が5074万9000円の増、一般財源が663万3000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、行政報告の3ページのとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5074万9000円を追加するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。19款．繰入金、1項．基金繰入金につきましては、財源調整のため663万3000円を減額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費につきましては財源内訳の変更でございます。

8ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費につきましては145万2000円の追加でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策事業の高齢者版生活支援事業の経費で、緊急事態宣言を踏まえ外出の自粛や各種健康教室などの事業中止に協力いただいた76歳以上のご高齢者に対し、本町にゆかりのある菓子類を配布する事業の委託料でございます。2項．児童福祉費につきましては400万円の追加でございます。これにつきましても、前項同様の生活支援事業で子育て世帯版の経費です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を広く支援するため、0歳から中学生のいる児童手当受給世帯に対し、児童1名当たり1万円を給付する子育て世帯生活支援給付金でございます。

下段、9ページをご覧願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費につきましては276万3000円の追加でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策事業の保健衛生事業で、予防対策環境整備に係る経費です。感染症への対応として緊急に必要な場合の医療提供体制等構築のため、町内医療機関や医療従事者などへ提供する医療用マスクなどの医療器具の購入費と財源内訳の変更でございます。

10ページをお開き願います。7款．1項．商工費につきましては2243万4000円の追加でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策事業の商工振興事業の経費です。18節．負担金補助及び交付金のうち休業協力感染リスク低減支援金は、指定管理施設のパークゴルフ場、コテージ管理事業者に対する休業協力の支援金で商品券換金原資負担金は売り上げが減少している町内の商店・飲食店などの営業支援を目的に、1世帯当たり5000円配布する地域商品券、仁木のお店応援商品券の換金原資です。商品券発行事業補助金は入込客及び売上が減少している観光果樹園・直売場及びワイナリーなどの支援を目的に観光協会が行う、これら事業者の提供する特産品の商品券、仁木の果物・ワイン応援券を1世帯当たり5000円配布する事業への補助です。

下段、11ページをご覧願います。9款．1項．消防費につきましては552万9000円の追加でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策事業の災害対策事業などで、北後志消防組合仁木支署に感染症防護キットの整備経費と備品購入費は災害時に開設する避難所での感染リスク軽減のためのパーティション整備経費でございます。

12ページをお開き願います。10款．教育費、1項．教育総務費につきましては793万8000円の追加でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策事業の教育振興事業の経費です。需用費は臨時休業に伴う家庭学習用の教材費、役務費は遠隔事業を実施するにあたりインターネット環境が整備されていない家庭への貸出用モバイルルーターの通信料、備品購入費は遠隔事業を実施する際に、児童・生徒が使用する情報端末の購入費、負担金及び交付金のうち中学校特別活動費補助金は修学旅行の延期に伴う追加経費分に対する補助、学生緊急支援給付金は非常事態宣言などの影響により生活が困窮している世帯で大学生等を扶養している保護者に対し学生1人当たり10万円の給付を支援する経費です。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

それでは、予算書の12ページ。10款、教育費、3目、教育振興費の中の17節、備品購入の関係で質問させていただきます。今回369万円を専決補正されておりますけれども、これはオンライン授業用の情報端末の購入費ということで伺っておりますけれども、先般行われました全員協議会での資料を見ますと、購入台数が82台となっておりますけれども、実際この台数で足りるのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）只今、情報端末の台数の質問がございました。

まず、はじめにですね、GIGAスクール構想という文部科学省で推奨しております構想について説明したいと思います。国では、昨年12月にGIGAスクールネットワーク構想として、全国の全ての小中学校に無線LANのアクセスポイントの設置を含む校内LANの高速化の構築と、児童・生徒が容易に持ち出し可能なタブレットなどの端末を1人1台整備することを打ち出し、令和4年度までに整備を進めることとして通知がございました。本町におきましても、本年3月に招集されました第1回定例会におきまして追加補正予算といたしましてご可決いただきながら、現在、小中学校の庁内LANの高速化に向けた整備を行っているところでございます。

只今、質問のありました情報端末の台数の関係でございますが、詳細につきましては奈良次長の方から説明いたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）今回購入した82台につきましては、全生徒分というのがですね、240台分必要になりますが、これの約3分の1に当たります。残りの3分の2になります158台につきましては、今定例会で補正予算を計上しております国庫補助金を活用したもので購入する予定としております。

今回のですね、補正予算につきましては、この国庫補助金以外の残り3分の1の部分を活用してですね、タブレットを購入したいということで、専決予算とさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

いろいろ情報網の整備については、今改善に向けて進めているということで、先ほどの繰越金に関してもその一部かと思っておりますけれども、実際オンライン授業の運用が始まるのは、わかればでよろしいんですが、運用が可能となる時期と運用上の問題として、例えばネット環境が家庭にない場合や、昼間子どもが1人で過ごす家庭環境にある場合、そして、本町は光ファイバーの整備率が低いというのも、先般新聞報道もされておりましたけれども、その影響がオンライン授業にどう影響するのか等々、運用上の様々な課題があるかと思っておりますけれども、その対応につきましては、若干行政報告でも触れておりますけれども、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）只今ご質問のありましたオンライン授業の関係でございます。

まず、開始はいつなのかということでございますけれども、オンライン授業につきましては、あくまでも学校教育上定められたものではないということをご理解いただきたいということと、今考えているのは今後、さらなる臨時休業に備えて、どうしてもその期間、学校に来られないという状況が発生するということもありますので、そのための予備的と言いますか、そのような役割を持たせて、臨時休業が始まった段階で、すぐオンライン授業で学力の保障をしてあげたいというような考えで、今回計上をさせてもらっ

ているものでございます。また、通信環境の悪いところの確認につきましてはですね、この度、全部の小中学生の保護者に向けて調査を行っております。その中では、やはり仁木町内におきましても光ファイバーの通っているところ、また地域としては通っているんですけどもWi-Fi環境が家庭にない家、それぞれございました。その中でWi-Fi環境が無い家につきましてはですね、先ほど説明いたしましたモバイルルーターを各家庭にお貸ししながら、その補填をしていただくということで仁木地区につきましてはですね、ある程度通信でのオンライン授業が可能な状況になってくるかなというふうに考えてございます。銀山地区につきましては、Wi-Fiの通信試験をやったんですけども、今回、ソフトバンクのWi-Fi環境で試験をやったんですけど、あまりよろしい結果ではなかったということで、今双方向でのオンライン授業は銀山地区はとりあえず無理なのかなということで、例えば先生方が教材を録画しながら、それをUSBなりDVD等に焼き付けて各家庭に配信するという方法でオンライン授業の方を進めて行けるのかなというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）実際、これを運用するとなれば、様々な課題が出てくると思います。先ほど言いましたように、行政報告の中でもいろいろ検討はされているようで、試験的に実施もされているということで、これからいろんな課題が出てこようかと思えます。

先ほどお話しがありましたこの関連で、質問させていただきませんが、先ほど新聞報道でこの部分の整備率が出ておりましたけれども、ちょっと読み上げますと、これは2019年3月末現在、昨年3月末現在の整備率のデータでありますけれども、全国で98.8%、道内が98.1%、整備率が8割を切った自治体が25町村あるということなんですが、この25町村の中に仁木町が入っているということで、ちなみに仁木町の整備率が62.1%ということで、非常に低い整備状況になっております。昨日の新聞によると、赤井川村さんでもこの部分については、国の支援を活用した整備を検討しているということも載ってございました。それで今後、本町においても整備促進に向けた国の支援等については、どのように対応していくのか、また、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）議員からのご指摘のとおり、先般の報道のとおり本町については、道内ワースト5ということで報道されております。

それで、この整備についてはですね、これまで色々うちの町においても従前から光ファイバーの整備について検討した経過があった中でですね、また、住民等の意向も踏まえた中で、今に至っているものというふうに考えております。ご承知のとおり、整備に当たっては非常に大きな投資を伴う、町としての負担を伴うという中でですね、かつていろいろ検討した中で、今に至っているものでございます。

ただ、今の状況の中で、先ほど教育委員会からもお話がありましたけれども、通信の仕組みについてはですね、モバイルルーター等の仕組みもできた中で、いわゆるスマホが使える環境の中では、ルーターを使えばある一定のサービスを受けられるという状況になって、かなり改善しているという状況になっております。

ただ、先ほどのGIGAスクール等で遠隔授業をやる中でですね、やはりある一定の制約もあるという部分がございますので、もう少し環境の整備については必要なものというふうに考えているところでございます。それで今回、国の第2次補正予算の中で、整備の予算が講じられたところでございますけれど、

当然、町としても情報は把握しておりますし、国とか通信業者との具体的な打合せもしているところがございますけれども、それに伴って、かなり高額な補助を受けられますけれども、非常に大きな投資を伴う部分がございます。それで、どちらにしてもこの2次補正の中で行いますので、近々判断を下さなければならぬ部分もございますけれども、もう少し時間をかけて総合的に検討した中でですね、いろいろな面で実用化に向けて導入するか否かについて検討していきたいというところがございます。以上であります。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。5名の方から6件の質問があります。

なお、あらかじめ申し上げますが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、1回目の質問・答弁は朗読を省略し2回目の質問から行います。また、質問の回数は1問目を除き、3回までといたします。

それでは、『新型コロナウイルス感染症拡大の影響とその対応について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは先に通告させていただきました、新型コロナウイルス感染症拡大の影響とその対策について、再質問をさせていただきます。

通告文では4点質問をさせていただいております。1点目が、農業を中心とした地場産業の育成について。2点目が、本格的な観光シーズンを迎えるにあたり感染予防対策や観光客誘致などの観光振興の取組について。3点目が、長期休校で損なわれた学習ロスの解消について。4点目が、感染症と自然災害の複合災害リスクが高まる中、感染リスクを考慮したガイドライン等の策定についてということで、4点質問させていただきます。

先般、答弁書をいただいたところでありますが、まず1点目の地場産業の育成について伺いますが、この度の新型コロナ感染対策をめぐり、地方自治体による独自の施策や発信が活発化しているというところでもあります。このコロナの問題は有事の事態として捉えて、今後も町と関係機関が連携して積極的に取り組むことが重要になるかと考えます。本町では、農産物の出荷や観光業など、まさにこれからが経済活動が本格的になる時期と考えております。国の持続化給付金、あるいはその他の支援事業についても町は

関係機関と連携し取組をされているということで、行政報告にもされておりますけれども、一方で町民の方からは複雑でよくわからないという声も聞かれます。これも事実でございます。

そこで今段階、町の相談窓口体制についてはどのような状況なのか、そして、今後の対策としてワンストップ行政サービスの相談窓口、いわゆる「ワンストップ相談窓口」というものを設置する等、相談事の一元化を図る、窓口の一元化を図る、そして町民ニーズに応じた支援体制を強化するということが必要になるのではないかというふうに考えています。この辺についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今回のコロナの影響によって当事者である農家の生産者の方々、又は事業者の方々が補助金等の相談という部分で、なかなか複雑で理解するのに苦労されているというお話がありましたけれども、実際のところ、今まで相談されてきた事業者の方々も含めて、本町の役場の体制的に産業課という部分で農業と商工関係がすべて一元化されているような状況でありますので、もしご相談に来られた場合にその部分をきちんと対応できるということですね、今までもしてきましたし、今後もそういった部分では産業課を通じて様々な部分で情報提供やご相談をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

ワンストップ窓口ということで、お話がありましたけれども、私も以前、コロナが発生した直後に特別定額給付金等々いろいろなことですね、町民の皆さんがいろんな部分で苦労している部分があるかというふうに想像していましたので、町民センターや又はホールにそういったブースを構えて作った方が良いのではないかとということも考えてはいたんですけども、今回、各地域や、または来られたの方々に対して丁寧に、親切に我々も対応させていただいたという部分も自負しておりますので、今回そういうことも通じてですね、結果的に特別定額給付金もう既に9割後半ぐらいまで配布しましたので、そういった部分では、迅速に効果的に対応できたのではないかとというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、また随時様々な部分で、丁寧な説明・相談をさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これまでも混乱なく対応できたということで、町長はそういうことをおっしゃったということで理解はします。

先般の広報紙の中に、こういう1ページの見開きでいろんな支援については紹介されていますし、これを読んだ方は、後はわからなければ担当課に行って相談するなりでそれはよろしいんですが、なかなか新聞にも毎日のように、相談窓口ここに電話しなさいというようなのが出ています。これは、なかなか住民の方が、役場が窓口ならよろしいんですけども、国の窓口だとかそういうところになかなか電話できないのではないかとということで、やはり頼りになるのは役場だというふうに思うんです。窓口の一元化は別においてもですね、そういうのが支障なくできるとか、あるいはできる見込みだということでもありますので、ただ実際役場に相談に来る方が、例えば庁舎のロビー等にわかるように、ワンストップでわかるように、「こういう問題はここの課に行ってください」というような表示をしていただければ、そういう方法が良いのかなと思います。そして担当窓口、カウンターには、例えば三角柱でもよろしいんで、そういうものを表示した中で対応していただければよろしいかなと思っていますので、ぜひニーズに沿った丁寧な対

応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の観光振興について伺いますが、この新型コロナの収束が見通せない中、明日6月19日から全国的にあるいは札幌市と道内など地域の往来自粛が緩和される予定であります。果樹観光の感染予防対策については、観光協会で策定したガイドラインにより対応するというところでありますけれども、感染予防を徹底したとしても限界があると思います。何かあれば、最終的に行政指導が問われるということにならざるを得ないのかというふうに思います。そこで町は、観光協会とどのようにリスクコミュニケーションを図っているのか、また、さくらんぼフェスティバル、あるいはマラニックが中止になりましたが、今後、予定されている事業として、ワインツーリズム巡回バス、あるいはうちの2大イベントでありますうまいもんじゃ祭りは今後その開催がどうなるのか実施の可否について心配されるところであります。答弁書にもありますように、「イベントの開催など観光客誘致については、コロナの感染者数などの状況を考慮して実施の可否を判断する」ということで答弁書には回答されておりますけれども、特にこのうまいもんじゃ祭り、これにつきましては例年お天気によっては、もうかなり多くの観光客の方たちでにぎわうイベントであります。まさにその「密接」「密集」の状態になると思います。そういうことで会場内の対策、あるいはシャトルバスの対応、ごみ処理の対策など、いろんな多くの課題があると思います。まだ、今のところ実施するかわからない。ホームページを見ましても予定になっておりますので、実施の可否がわからない状況であっても、実施することを前提に、やはり今から感染予防対策をしっかりと構築する必要があるのではないかと思います。そして準備に備えるという必要があるのではないかと考えております。いろいろ新聞を見ますと各地でイベントが中止されています。そんな中、なかなか参考にしたくても参考にできない状況もあります。既に8月末の共和町さんのかかし祭りも、既に中止を発表しております。今後、感染状況が極端に改善されることもないと私は思っています。早い段階で開催の可否を判断することも視野に入れて検討することが必要ではないでしょうか。それで、今現在この取組についてはどのような状況で執り進められているのか、伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、観光協会等とのリスクコミュニケーションの部分ではゴールデンウィーク前ぐらいからなんですけれども、本町の果樹観光とか、そういうものが始まる前に今後どうしていったら良いかというようなお話し合いをさせていただいております。それで、その後、5月の中旬以降に、町長の答弁書の中にも書かせていただいておりますけれども、果物狩り・直売所のガイドラインそういうものを、観光協会の観光農園部会の皆さん方が中心なり、我々も入って最終的にはまとめたというところなんですけれども、そういうものを活用しながらやっていこうということで、そのガイドラインの中で、万が一発生した場合には、観光協会又は商工会、後は役場、保健所そういうところに連絡を取るような流れで情報を共有しましょうというようなことも載せさせていただいて、みんなでそこは今後やっていこうというような話し合いをしているという状況でございます。

2点目のイベントの関係でございますけれども、まず、うまいもんじゃ祭り、こちらの方は例年8月の下旬ぐらいに第1回目の実行委員会を開催して、それでどのような内容にするかというのを決めてございます。なので、その第1回目の実行委員会までの間にですね、もしやるとすればどういう対策が必要なのか、それができるのかというようなこともですね、みんなで検討して行って、それで1回目の会議に

備えたいというふうに思っております。また、ワイン循環バスにつきましても今後の検討になるんですけども、例えばワイナリー施設での感染がもし発生した場合には施設全体を消毒しなければいけないというような状況になったときですね、そこで醸造するワインにも大きな影響が出てくるというようなことが懸念されますので、そういう部分を鑑みて実施に当たってはそれぞれを巡るワイナリーさんの意向、そういうなものも最優先にお聞きした中でですね、それで、今後の地域の感染状況等の状況を見極めて判断していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

いずれにしましても観光振興につきましては観光協会さんの方としっかり連携して、イベントの実施の可否がわからないまでも準備を先送りすることなくですね、支障を来たさない範囲で、早目早目の対応をお願いしたいと思います。

特に先ほどおっしゃっていた準備は良いんですよ、予防は。ただ感染したときが怖いんです。ですからその辺もしっかり体制を強化するなり、検討しておいてほしいと思います。

質問が3回ということなので、まだまだしたいところはあるんですけども、3点目、最後に学校の休校に伴う学習ロス、この部分で関連質問させていただきますが、北海道をはじめ、多くの地域で6月1日から学校が再開されております。2月末から通算3か月にわたる長期の休校で子どもたちにとって当たり前であった日常が崩れております。日常を少しずつ取り戻せるよう、社会全体で子どもたちを支える必要があると考えます。3か月にも及んだ休校期間中、大半の子どもたちは家の中に閉じこもっていたと思いますし、学校が再開してもすぐに日常には戻りません。遠足や運動会など楽しみにしていた子どもたちにとって楽しみがつぶされる不安、あるいは授業の遅れを取り戻すために夏休みや冬休みの短縮、あるいはマスクを着用しての学校生活。1番大事なのが友達とは2mの距離をおきなさい、くっつくんではないというような学校の新しい生活様式が子どもたちにとっては大きな変化でもあります。このことで子どもたちに過大な負担にならないように心のケアが必要になると考えております。学校現場においても不安を抱えての再開であると思います。学校現場でも大変な状況の中で、先生方も皆さん頑張っておられることは、それは敬意を表するところで、今後、その子どもたちの心のケアについて、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）学校休業における子どもたちの心のケアという質問でございます。

今回の、このコロナウイルスにおける学校の休業につきましては、2月27日から春休み明けの4月5日まで、また4月20日から5月31日までと今まで経験したことのないような長期間に及ぶものでございました。学校の休校の関係につきましてはですね、北海道新聞にも出ていたんですけども国立育成医療研究センターということところで、やはり長期休業期間中の子どもたちの変容といいますか、その辺の説明がありまして、起床や就寝時間に変化があったという子どもが全体の50%以上がそういうような状況だったということです。また、学校再開後に遅刻や居眠り等そういうことが発生する可能性がありますというような警鐘がありまして、また、その他にすぐイライラするですとか、コロナのことを考えるといやな気持ちになるというような児童・生徒も約3分の1ほどいるというような報告がございました。本町におきましてはですね、学校再開後の6月1日以降、児童・生徒の状況について各学校から聞き取りを行っていますが、

今のところ特に変わった様子の報告は受けてございません。文部科学省や北海道教育委員会からも学校再開後の児童・生徒の心のケアとして通知を受けているところがございます、本町におきましても各学校で担任や養護教諭を中心に、きめ細かな観察、健康相談の実施、更には一人ひとりの状況に応じてスクールカウンセラーも月1回来ますので、活用しながら対応を行っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）いろいろ教育長の方からお話があって、この大変な状況の中でコロナ感染をこれからも特效薬ができない限り抑え込むことが難しい状況にあります。本当に先の見えない中、学校現場においても大変ご苦労されているというふうに思っておりますけれども、今後の遠隔授業も含めた学校現場での課題解消に向けた対応策をよろしくお願いを申し上げます。

もう1点、ありましたけれども、避難所の複合災害につきましては質問回数の制限がありますので、できませんけれども、この感染予防対策は非常に重要でありますので、現在精査しているということで、答弁書にありましたけれども、感染予防意識についてはこれはもう当然個人差もありますので、限界があると思います。実際、東日本大震災で福島県の避難所では、ノロウイルス、おそらくこれは町長もご存じかと思うんですが、これの集団感染があったということで終息に至るまで大変ご苦労されたということがございます。とにかく避難所は非常に不衛生な状況になるということもお話されておりました。先ほどもお話ししたとおり予防も良いんですが、やはりもし感染した場合、どうするんだ、どう対応するんだということも含めてしっかり検討していただくようお願いいたします。

3回終わりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『本町の危機管理対策について』以上1件について、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）それでは早速、本町の危機管理対策について質問を改めてさせていただければと思います。

今回私の質問の背景といたしましては、今回の仁木町のコロナに対する対応に問題があったというふうな質問ではなくて、今回のケースを分析して今後このコロナの第3波、第4波が来た場合にどうするのかとか、コロナではないような同様の問題が起こった際に、今回の分析を踏まえ、より早い対応、よりの確な判断ができるのではないかと考えて質問させていただいております。

その前提で改めて確認をさせていただければと思うんですが、私が質問させていただいている中で、「早期に判断をすることができなかったのか、また対応に問題がなかったのか」という質問に対して回答をいただいているのが、「柔軟かつ迅速に対応できた。問題はなかった」との回答に見受けられるのですが、本当にそうだったのでしょうか。例えば、「民間事業者に対して休業要請を5月2日から6日までされている」とありますが、この判断をもっと早くからするべきだったと捉えております。以前伺った際にも「こま

で人が集まるとは想定できなかった」という話もございましたが、今回予測できなかったのはもちろん初めてのことであり、致し方ないことではあるかと思いますが、それでは今後予測するためにどうしたら良いのか等の議論というのはされないのでしょうか。

なのでまず、改めて質問をさせていただければと思うんですけども、今回の対応は本当に問題点と言いますか、言い換えるなら課題がなかったのか、本当になかったという認識だったのか。また、もし問題点・課題があるとすれば、どのような対策を今後講じられるのかという点についてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご質問に回答させていただきます。

答弁でさせていただいたとおりですね、今回については全く前にもですね、臨時会のときにおいても同じお話をさせていただきましたけれども、いわゆるエビデンス等がない中で、手探りの状況でやらなければならないかったということです。ただ、その中で得るものとしては、国なり道なり等から出される方針に基づいて対応をさせていただいたというものでございます。ですから休業要請についてもですね、うちの町については道で出された対象となる事業者がほとんどいなかったんですけども、先ほど「これだけ人が来ると想定できなかった」というのは、うちの町ではなくて周辺の状況を見た中で、入り込みがあったということ判断した中で、うちの町に人が来たのではなくて、それを予防するためにやったということでございますけれども、そういった中で適宜適切に状況を見ながら柔軟に対応したということで、今の実態で持っているエビデンス等を踏まえた中で言うと、決して問題があったというふうには考えておりません。ただ、今、国においても例えば6月からスマホを使った濃厚接触者の割り出しができるシステムが無料で配布されたりとか、今の免疫を持っている方の検査をクラスターが発生をしたところについては全部やるとか、そういったいわゆる検疫率の補足とか、そういったものも順次進められていることで、やはりそういった科学的な根拠が今後できてくれば、今と全く違った状況で今後対応できるだろうというふうには考えております。ですからその上でですね、国のそういった動き、道の動きと対応しながら決して遅れることなく、今後も対応していきたいと思っております。ですから今を持って、今回のものすべての知見等があった中で言えば、すべての解析ができると思っておりますけれども、今、いわゆる手探りの中で進んできた中では十分に対応できていたのではないかとこのように考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）回答いただきありがとうございます。

それでも、ちょっとやはり少し納得できないというか理解できない部分がございます、もう水かけ論と言いますか、どちらが先かという話になるのかもしれないんですけども、やはり周辺地域に人が集まってきたから、そこから危機管理を予測して、この町内では休業要請をしましょうというような話で、その対応に関しては周辺地域を鑑みながら早期に判断ができたというような回答だったかと思うんですけども、そもそもその周辺地域の予測などに関しても日本全国を見たときに、もう既に4月の段階から休業に入られている企業ですとか、もしかしたら地域団体に関しては、確認はできてはいないですけども、そういうところも多くあったのではないかとこのように思う中で、もっと仁木町として予測ができたのではないかと、それでは予測するためには何ができたのかというところがあったのではないかとこのように思いますので、ぜひこれも一つの意見として今後考えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

質問回数も限られていることから、次の質問に行かせていただければと思います。

今回、私がもう一つ質問をさせていただいている中で、ガイドラインの作成に関しての質問をさせていただいております。ガイドラインの作成に関しては観光農園・果物狩り及び直売所ガイドラインができたことは大変心強く感じております。しかしながら、このガイドラインの作成に関しても経緯に少し問題があったのではないかと、もう少し早く提示ができたのではないかとというふうに少し感じるところがございます。具体的に少しお話をさせていただきますと、先ほど、リスクコミュニケーションの話もありましたけれども、ゴールデンウィーク前から話し合いをし、中旬以降にガイドラインを観光協会と共同して作られたという話の中で、具体的に5月13日にJAにて行われた会議で、商工会、サクランボ生産部会、観光農園、観光協会から観光農業事業者などに対してのガイドラインを作成してほしいという旨の話し合いがあったと伺っておりますが、その中で町側として作成するという明言があったと聞いております。しかしながら、5月15日の全員協議会のときに、私の方から質問をさせていただいた中で、ガイドラインを策定されないのかというふうにお伺いした際には、町側の方からは作成する意思はないという回答をいただいていたかと思います。また、同日に観光協会からも同様の質問をされたと伺っておりますが、その際にもガイドラインを作るつもりはなく、町としては休業補償金を提示しているという回答で終わったと認識しております。その後、観光協会の方でそれでは独自にガイドラインを策定しようということが進められていたところ、5月29日の段階で、観光協会がガイドラインを発表していこうとしていたところに、町側から仁木町の名前も入れた方が良くはないかという提案が再度あり入れることになったと伺っております。これに関しても、別に言った、言わないという話をしたいのではなく、町の対応の変化によって観光協会の判断が遅れて、ガイドラインの作成が遅れているのではないかと感じられますので、このあたりの町の対応の変化ですとか、その対応が変わってしまう経緯はどういう経緯があって、そのような結果になってしまったのかというのを教えていただければと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ガイドラインの設定についてですけれども、前段の臨時会において私が話した「ガイドラインは作成しない」という部分なんですけれども、そのときに私は、磨議員の説明の主語としては、「休業に対するガイドラインの目安を作ってほしい」というふうな理解であったと思いますし、それについては、当時も同じ話だったんですが、「エビデンスがないのでそれはできません」という話をさせていただきました。あくまでも道とか国の基準で出されたものを参考しながら適宜判断しますということでお話させていただきました。今回、観光協会が作られるガイドラインについては、今後、要するに観光事業を行っていく上で感染防止を図っていく、その中で経済と感染防止を共存していく中ですね、どういう形で安全に進めるかというようなガイドラインだというふうに思っております。ですから、そもそも前段ですね、私も町の方で示せないと言ったガイドラインと、今回、磨議員がご質問しているガイドラインとは別物だというふうに整理して考えていただければと思っております。

ガイドラインの経過については、嶋井参事の方から説明をさせていただきます。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の、果物狩り・直売所等のガイドラインの経過になりますけれども、磨議員がおっしゃっていたとおり、5月13日に新おたる農協の2階の会議室において、皆さんで話し合いをしております。その中で、観光協会の観光農園部会の方々からですね、今後、観光農園を開けるに当たって、

また直売所を開けるに当たって、町全体としての何かガイドラインみたいなものがないと個々にそれぞれの思いでやっているとバラバラになって、ここは良い、ここは悪いというようなことになるので町の方でも考えてくれないかというようなお話がありました。それに対してこちらの方としても観光協会の農園部会さんの方もアンケートを取りながらやっていくという話もありましたので、それでは一緒にやっていきましょうというような形で、こちらでは話を進めていたところでございます。

実際にそういう話があった後に、その翌日に出ているような、磨議員の方にお渡ししております答弁書の中にもあります、大日本農会ですとかそういうところは、5月14日にガイドライン等を作成しております。そういうような色々の方で集めて公表しておりました業種別のガイドラインというものも、こちらで調べながら、それで、全体的な中で共通するようなところ、どうしても必要なところ、そういうようなものを集めたもので、仁木町としてこんな感じのものが良いのではないかといたたき台を私の方でも作っておりました。それをその後5月19日、20日でしたか、観光協会の方で、ガイドラインを今作っていてというところですね、私の方のも一緒にお見せした中で、それで一つのガイドラインにまとめていただいたということです。

遅れたというようなお話がございましたけれども、今回、イチゴ狩りには申し訳ないんですけど、ちょっとゴールデンウィークには間に合わなかったと、観光協会の方でもその段階でガイドラインをどうしようかというような話が出てはじめてその後ガイドラインを作るというところで動き出しております。サクランボ狩りまでには間に合わせるというような形でガイドラインを作ってきたということです。実際に我々の方の意見を入れていただいたものを、もう1回観光協会さんの方で観光農園部会の何人かの主要な役員の方ですとかそういう方に見ていただいて、それで印刷しようというような形に持って行ったというような流れになっていると思います。

その中で磨議員が観光協会の方でお話を伺ったときにも出ていたんだと思うんですけども、ガイドラインを観光協会名だけというような形で載せると、観光客の皆さんがこれは独自でやっているのかというような形になって、なかなかお客様に対して協力が得られにくいのではないかと、お客様に説明しづらいというようなお話がありまして、町の名前も一緒に載せてもらえれば町の方も一緒にやっているんだ、こういう指導が町から入っているんだというような形のお客様に協力が得られやすくなるというようなお話もございました。私どもとしては、最初の段階で一緒に協力して作ってこうという話がありましたので、一緒に名前を載せるということは最初からそれで良いのかなと思っていたんですけども、その辺、はっきりとこちらからお伝えしていなかった部分もございましたので、その辺でちょっと若干ニュアンス的な感覚が違ったのかなというふうに思っているところです。経過としては以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）回答ありがとうございます。

今回、林副町長からの回答をいただいた内容ですとか、今、答えていただいた内容ですとかも含めてなんですけれども、一部は私の質問の仕方が悪かったりですとか、私の至らない点もあるかとは思いますが、何か私が例えば観光協会さんの方から話を伺っている内容と、やはり町側から伺う内容、私が認識している内容と、町側からの認識というのがすごくズレがあるような印象を受けておりまして、例えば、先ほどのガイドラインの策定に関しても、正直、観光協会側からしたら一緒に作っていいというような話、すいません。観光協会ではなくて、先ほどの集まりの事業者さんの中での話で言うと、一緒に作

っていけるというふうな話になっていて、次回の会議も設けられていたはずなのに、いつの間にか無くなっていて、何か梯子が外されたような印象を受けるというような話も出ております。これも別に言った、言わないの話をしたいわけではなくて、何かどうしてもミスコミュニケーションというか、見解の違いがすごく多くなっているというのが印象としてありまして、そのあたりで町の方としてどう考えるのかというところを一つ最後に伺わせていただきたいのと、あともう一つだけ伺わせていただきたいのが、正直、国のガイドライン、道のガイドラインを待たなくてはいけないというのはすごく理解はできる場所ですけれども、やはり町民として強いリーダーシップの下、引っ張ってやっていただきたいという思いもすごくあるかと思っております。その中で、極端に言えば、国からのガイドライン、道からのガイドラインが示された後に何か施策を出されても、それは別にニュースで見ればわかる。そのガイドラインを見ればわかるよというのも一部極端ですけれども思ってしまうところもあるかと思っておりますが、やはり出始めの不安の中で、どうしたら良いんだろうか、こうしたら良いんだろうかというところに対して強く何か引っ張ってやっていただけるような方針とまで言わないですけれども、方向性を示していただいた方が、安心して仁木町で生活ができるのではないかと思いますので、すいません。ちょっと長くなってしまいますけれども、この2点についてどうお考えか、ぜひ伺わせてください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）まず1点目、観光協会との情報共有という部分で、それぞれ少し誤差があるというか、受け止め方が違うのではないかというようなご指摘がございましたけれども、観光協会の職員はじめ事業者の皆さんとも、結構今回のこのコロナの関係で頻りに意見を交わしているところでありまして、それぞれの考えや思いというのもですね、我々受け止めてどういうふうに対応したら良いかということも検討しているところでありまして、そこで多少の受け止め方の違いによって誤解を招く部分はあるかもしれませんが、基本的にはお互いきちんと意見交換をした中ですので、話を進めているというふうに私は認識しているところでありまして、私自身も当事者の生産者の皆さんとも話をし、そういった要望や又は不安というものを受け止めながら、今後どうしていかなければならないのかということを検討しているところでございます。

2点目の国や道がガイドラインを示す前に、町独自のそういったリーダーシップといいますか、指導が必要ではないかという要望でありましたけれども、国や道のガイドラインなくしてですね、先ほど林副町長のお話とも重複しますが、そういった確証・情報がない中で「こうすべきだ」、「こうした方が良い」というようなことはなかなか言いづらい部分があります。手綱を緩め過ぎると感染が拡大してしまいますし、締め過ぎると経済が立ち行かなくなるという部分で、それぞれの自治体は、みんなそこを悩んで苦労して専門的な意見を聴取しながら、どうしたら良いのかということをお互いに判断しながら対応している中で、それが遅れているとか、又は対応が悪いとか、そういうご指摘があるのであればそれは全く心外でありまして、そういうことではなく、我々も今回初めてのケースの中でそれぞれできる限り限られた情報の中でしっかりと対応しているということで、我々も考えているところでありまして、今後、第3波、第4波がもし訪れた時には、この経験を踏まえて今後どうすべきなのかということもですね、各関係機関又はそれぞれの方々と話し合いを進めながら、今後の対応策を今練っているところでありまして、その辺の部分をご理解していただければと思うところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）別に誤解のないように言わせていただくと、特に町長の対応が遅いと言っているわけではなくて、強いリーダーシップを引き続き発揮していただいて引っ張っていただきたいと思っている次第でございます。

また、観光協会をはじめ、各事業者様とのコミュニケーションというところに関しても、十分取られていると思いますが、やはり6月から観光シーズンが始まっていく中で、また緊急事態宣言が解除される中で、ガイドラインの策定が5月29日になってしまっているというのも、やはりそれは別に遅いというわけではないですけれども、もっと早くできたならよかったのではないかと思うところではございますので、引き続き、今回初めてのことでございますが、今後に備えていろいろ検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。以上になります。

○議長（横関一雄）続いて、『北海道版避難所マニュアルの改正による本町の対応について』以上1件について、門脇議員の発言を許します。門脇議員。

○3番（門脇吉春）今回の質問事項として、北海道版の避難所マニュアルの改正による本町の対応ということで、大変わかりやすい内容で答弁もいただきまして大変ありがとうございます。

私の方からは、関連した部分で、2～3点ありますけれども、質問していきたいと思います。

現在、避難所を開設した際でありますけれども、避難者同士の間隔を最低1m開けなければならないということで決まっておりますけれども、感染症対策を考えると可能な限り多くの避難所を開設しなければならないということもあると思います。また、親戚・友人宅等への避難の検討など、今までにはない状況を考えてですね、避難を検討することになりますけれども、災害の規模や状況に応じて、避難所の開設数などを具体的に今後どうしていくのか、また、親戚や友人宅などへ避難する場合の住民へのわかりやすい情報開示、これに関しての周知徹底は今後どうしていくのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今回のコロナ感染症の感染拡大を受けた避難所の開設に当たりましては、仁木町においても仁木町避難所運営マニュアルというものをですね、こちら北海道版の避難所マニュアルを参考に改正しているところでございます。避難所の開設については、多くの避難所を開設するというところで、どのような形かということでございますけれども、現在の防災計画におきましては、避難所は20か所ございまして、町の施設のすべてを避難所として登録している状況でございます。新たな避難所の確保という部分については、なかなか現時点では難しいものというふうには考えてございますが、避難所の全体の収容人数、今回の計画に掲載されている部分については3738人が通常これまでの計画の中で計算しているところでありまして、ソーシャルディスタンスで、1～2mの間隔を開けるということでございますので、全町民が避難するといった場合については、当然不足するものと考えられるところでございますけれども、例えば、仁木町民センターを開く際に、合わせて避難所となっております学校の開設を合わせてするなど、コロナ関連の感染拡大防止に向けた形で避難所を複数開設していきたいということを考えてございます。その際には当然どうしても避難所開設はやはり「密」ということになりますので、消毒ですとか換気はもちろん通常これまでの生活の中でもしている対応ではございますけれども、もちろんそこを徹底しながら進めていく必要があると思っておりますし、これまでの避難所の他、今回、国の方からも出ている部分といたしましては、門脇議員の方からもお話がありましたけれども、知人の家や親戚の家などへの避難、そ

の他、車中泊という部分もですね、現在、本町のマニュアルの方にも掲載を検討・精査しているところがございます。そういった部分ではですね、載せたからと言ってそこですぐ対応できるかという部分では、その運用が1番大事になってくると思いますので、そこについてはこれからということではございますが、順次対応していきたい、検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）今の説明でこれからということでもありますので、本当に検討していただくことはもちろんのことながら、また、町民が1番大変なのは、今後本当にそうなった場合、災害と言ってもいろんな状況がございます。ですからそれに応じた形でですね、的確にと言いますか、高齢化率も高くなってきておりますし、そういう意味では本当に今後の中でしっかりと手を入れていただいて、住民の方が安心して避難できるようなそういう状況をつくり上げていくように進めていっていただきたいと思います。

続いて関連している部分ですけれども、現在北海道は、第1波、そして第2波の部分ではまだ収束をしておりませんが、関係者のお力によって乗り越えてきております。今後、北海道が最悪第3波、第4波に見舞われて感染拡大によって、町職員が感染した場合、この影響を最小限に抑えて感染防止と並行して、役場機能の維持を図らなければならないということだと思います。感染拡大を想定した計画としてはですね、新型コロナウイルスの進行に備えた事業継続計画と緊急時の役場機能の維持という形ですね、これは、事業者や業務に支障を来したした場合、緊急事態が発生した際に損害を最小限に抑えつつ業務を継続するための対応策ということで用いられている計画でありますけれども、要は、重要業務を中断させないために備えていっていただきたいということでもありますけれども、本当に本町においてもですね、少ない職員数で鋭意努力されていることは重々承知でありますけれども、こういった場合にどうやはり備えて進めていくのかこの部分を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）役場の職員、役場内でもし発生した場合の想定なんですけれども、実は今回の緊急事態宣言が出た以降もですね、実はそういったシミュレーションをしながら対策本部の中で検討してまいりました。ただその中で、この非常に少ない人員の中で全部をカバーするのはできないだろうということですね、必要最小限の業務についてはある程度絞り込んで対応しなければならないだろうし、当然、日々の感染防止についてもリスクを軽減しなければならないだろうということ、例えばその一環として一周年休を取ってもらいながら、いわゆるシフト的な対応を図っていただいたりということも導入したりしております。それから、各課においても発生した場合、どの業務を残さなければならないのかという部分もですね、それはそのスクーリングしてほしいということも指示をしております。ただそういったものも、こうして時間がなかった中できちんとした計画、BCP（企業継続計画）とかの計画で行なっているわけではございませんけれども、今後当然、最悪の自体も想定した中ですね、町の要となります役場の機能がストップするというのはいえなと思いますので、対応できるように検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）答弁いただき大変ありがとうございます。

本当に先ほども言いましたけれども、少ない職員数でありますので、本当に大変な部分は承知でありますけれども、最悪の状態も考えながらですね、皆さんで本当に力を合わせてやっていっていただきたいと

思います。以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『町営住宅等の長寿命化対策は』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）先に通告いたしました質問、「町営住宅等の長寿命化対策は」について、5点において答弁をいただきました。関連する内容もありますので、総体的な形の中で再質問をいたします。

本年3月に策定された住宅マスタープラン、また長寿命化計画が、私ども5月に入って配布していただきました。この中にあるアンケート調査の結果、今後の展開について伺っていきたくはありますが回収率が低かったのはなぜなのか。高齢者世帯が非常に多く入居されている実態で66%であると回答をいただいております。これにより、回収不足だが十分な理解をされているという調査になっておりますが、町営住宅等の課題も多く地域的には大きな違いが見受けられます。日常生活に不安を感じている団地環境においても対策が必要と感じているとアンケートの中にあります。町営住宅入居者のしおりに謳っておりますが、その点については団地の方々がやっていかなければならないということも十分承知しております。しかし、地域的に入居者が少なく、団地が空いている戸数が非常に多いという実態もあります。町の対応も浄化槽に対する支援もされておりますが、空き家になることで、さらなる管理会の負担が増大していると思います。高齢者世帯のひとり世帯、これが50%以上おられるという実態、町としても立地する団地の環境や事情等を考慮し、将来対応の検討課題とされています。空き家になっている団地に対してさらなる支援をするべきと考えます。

また、今後の計画に展開方向として、入居者の適正化の文言も出ております。この入居者の適正化というものに対しては低所得者向けの町営住宅であるということもわかります。住むところもなく、特交賃より高い6万円、7万円という家賃も出されて入居されている方もおられると思います。この適正化というものに対しては、高い方は出てくださいという方向性を示すのかどうか。その辺の取り決めが今後どういった対応をされていくのか、その点について副町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指名でしたので、私の方から概要だけお話しさせていただいて、詳しくは所管課の方からさせていただきたいと思います。

1点目の高齢者が増える、それから空き世帯があるという中で対応でございますけれども、この辺についても従前から地域性の中です、偏在化した中でそういった事実があることも認識しております。ただ、町営住宅という設置の趣旨を踏まえた中です、どこまでその中で高齢化率を下げながら、バランス良い運営ができるような形ができるのかということはどうですか、今後もずっと継続しながら考えていかなければならないと思っております。それから入居者の適正化でございますけれども、今、野崎議員が仰ったとおりですね、いわゆる高所得になった場合については転居されることも誘導しつつ、適正な入居者、本来の町営住宅を利用される方に入居していただくという趣旨でありますけれども、それにつきましても当然、ある程度の所得ある方についてはですね、町の住宅政策の中で、持家等の支援、特に若い方についてはそういった支援も行っておりますので、なるべく地域の中で定住をしていただく等ですね、いわゆる地域全体の中で上手くそういった方が地域に今後も継続して住んでいただけるような支援、それから環境づくりについてですね、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あとは建設課の方で補足説明いたします。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の部分で、一応補足して説明させていただきます。

今後の展開方向という部分の中で、入居者の適正化というふうに議員の方から高い方は出てくださいますよということの方向性を示すのかという部分がありました。それで、長寿命化計画の中の部分ではですね、入居者の適正化というのは、真に住宅に困窮する世帯が入居できるように、適正入居を推進するものでありまして、高額世帯等に対し転居住宅の相談対応などを行いつつ、明け渡し等の適切な対応を図るというふうにしております。それで条例等に基づきましても、実際入居するに当たってはですね、入居時点におきまして、当然、収入基準がございます。それを確認した中で上回る方は当然入居ということではできません。それで、入居してからですね、長年住み続けるうちにその収入が増えていった中で、当然、家賃も上がっていくという形になりますが、それで収入超過者と言われる場合がございます。それで町で1年に1回、それぞれ収入調査をした中で、家賃等も設定していきますが、認定した入居者の収入の額が超過基準額を超えて、かつその入居者が引き続き3年以上入居、入居してからずっと3年以上住まわられていますとか、そういう方が収入超過者というふうになるものでございます。その方につきましてはですね、条例上は明け渡し努力義務という部分でですね、町営住宅を明け渡しよう努めなければならないと定められておりまして、これにつきましては、現在町でもですね、毎年度の収入認定の段階で通知等をするなりで、対応しているところでございます。以上ですね、こちらの部分につきましても、今現在も既に対応している部分を引き続き計画等の中でもですね、今後も、随時対応していくという部分でございましてその辺ご理解願えればと思います。

それともう1点、空き家等が増えている中で支援という部分で、議員の方でおわりのとおり浄化槽の部分の一部電気料の負担という部分は既に町の方で対応している部分がございます。それで、その他の入居者への支援という部分でございまして、俗に言う共益費・管理費と言われるものは、あくまでも共同住宅という部分でございまして、その辺につきましては、皆さん共同で利用する分につきましては共同で負担しましょうというものでございまして、実際町の方として、家賃（町営住宅使用料）でございまして、こちらにつきましてはあくまでも住む部分に対しての負担を求めているものでありまして、その管理費というものがこちらに入っていない、含んでおりません。なので当然、入居段階からこちらの管理費が入っていないものですから、皆さんで例えば草刈り等をしてくださいという、入居のしおりですとかでご説明をした中でですね、管理会に入会した中で対応してくださいというふうに努めているものでありますので、今後も引き続き同様の形で考えていければというふうに現在のところは考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきましたけれども、また、話をすると3問に決まっていますので、あまり再質問はできないんですけれども、やはり団地の中で人が減るということに対して、それだけ草刈りや除雪等においては管理会に負担が掛かっているんです。その、不足分に対して入居されてない部分に対して町が負担をするんですかということも本当は答えをいただきましたけれども、次に移りたいと思います。

2点目ですけれども、長寿命化計画として、大江のさわやか4、銀山のかがやき8は木造作りですが、築20年から22年ほど経過しております。木部による外部にさらされたバルコニーですので、数年前より腐食が進み入居者に対するバルコニーの使用禁止処置はされていると思いますが、この長寿命化計画として、

令和3年には補修される計画ですが、この補修方法として今までと同様の修繕なのか、予算を見ると同じ感じがしますが、何かまた他の対策を取られているのか。また、外壁塗装も計画されておりますが、補修年度までいくと、これから約30年以上の建物となってきます。この外壁の一部補修も以前にされていると思います。これは本当に長寿命化対策を求めていくのであれば、今後において、張り替えだとか、そういう検討が必要ではないか。また、バルコニーにおいても、対策として風除室を設けるとか、約15年したら、また今までと同じ対応であれば腐食してしまう、傷んでしまうということはもう明らかになっています。本当に長く持たせるのであれば、元の形ではなくきちんとした長持ちする物を考えるべきだと思いますし、風除室を付けることによって利用価値もまた変わってくると思います。そういうような形を考えておられるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）ただいまの大江のさわやか4、銀山のかがやき8の部分に対しての質問でしたが、バルコニーの部分につきましては退去等をした段階等も含めましてですね、これまでもそれぞれ、かがやき8、さわやか4とも修繕等を随時対応してきているものでございます。

それで補修方法という部分でございますが、バルコニーにつきましては、今現在は木製でございますが、今現在の計画としてはアルミ製のものに変えていこうかなというふうに考えてございます。

また、外壁塗装の部分で以前にも補修されていたという部分で、平成21年度にそれぞれ外壁塗装等の補修も当時交付金事業等もあったということで実施しております。それで今回のその長寿命化計画に載せた中で、当然、長寿命化をしていく部分で、外壁の部分いわゆるサイディング部分なんですけれども、外壁塗装という形で長寿命化計画に記載されておりまして、今議員のご指摘としては張替等もした方が、今後長寿化になるのではないかとのご質問だったというふうに捉えます。そちらにつきましては、今現在、現地の状況等を見た中でですね、当然サイディングの状況も一部劣化等をしている部分、凍害等の部分もございまして、全体的に必ずしも悪い状況ではないという中でですね、今回、外壁塗装という形で長寿化計画では立てさせていただいたところでございます。

ただし、バルコニーの件につきましても、このサイディングの外壁塗装という件につきましても、あくまでも、その団地として長寿命化対策をするという部分でですね、国の方に示すという部分での計画という部分でございますので、実際は設計する段階で、当然その現地等を再度また直前に調査した中で、それぞれの損傷具合等に応じた中で臨機応変な設計等で対応していなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）課長より説明をいただきました。

ぜひとも今後、5年毎に調査もされる、また10年、20年と建物を維持していくということに対しても、やはり本当に長寿命化を目指すのであれば、やはり元の形ではなくきちんとした方向性も検討する必要があるのではないかと感じもしておりますので、ぜひともその辺は今後考えていっていただきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、大江団地ですけれども昭和60年から平成5年に建てられて築34年～27年が経過しております。平成26年には屋根の改修、また内部の水回り部分の改修もされております。今後、令和10年、20年の計画において建物としては50年以上となりますが、新たな団地としての考えは持たれな

いものなのか、建物としては準耐火構造ということで年数的にはまだ十分対応する建物と考えております。長寿命化として屋根の塗装、また外壁の塗装を計画をされておりますが、外壁は今現在、素焼きブロック、またセラミックブロックということで、これは確か塗装は必要ないものだと自分は思っておりましたけれども、ここに塗装というものが出されておりますけれども、必要であれば目地塗装が必要なのかという感じもしますけれども、金額を見ると金額的にも結構3千何百万円という金額が出ていますんで、ちょっと自分の認識としては、セラミックブロック、素焼きブロックは塗装をしても剥離してしまうということが起きると思いますんで、その辺の施工方法もまたいろいろ今変わってきていますので、その辺ちょっと自分もここでは断言はできませんけれども、その辺もちょっと調べていただいて、本当に塗装が必要なのかどうかということも求めていただきたいという思いでおります。いずれにしても町が管理をする以上、計画だけではなく先を見据えた、さらなる高齢化地域の地域環境の配慮を持った考えを進めていただきながら計画を進めていただきたいと思いますので、答弁をいただきながら終わりたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の大江団地の部分でございます。大江団地の部分で今計画に登載されておりますセラミックブロックの部分、一部素焼きの部分とセラミックブロック、素焼きの部分もセラミックブロックではあるんですけど、その塗装の部分につきましてはですね、全道でいろいろやっているコンサルタントも入りながら、今回、支援等いただいた中で策定しているものでありまして、現状のブロックを保護する塗装で、シリコン系のものというのもあるという中でですね、今回近隣に直近で行った工事等の外壁塗装の工事費等を参考に、今回、計画に登載したところでございます。

それで当然今、大江団地の部分の計画につきましてはですね、屋根塗装と外壁塗装は令和15年から16年度という形で来年度以降、まだあと十何年間かありますけれども、そちらにつきましては、それぞれ仁木地区の昨年ふれあい39の外壁塗装をしたようにですね、それぞれ各2年毎に計画等の中で、ある程度事業量の平準化という部分も含めまして計画している部分でございます。それで大江団地は今このような年次になっているという部分でございます。今現在はこの予定ではありますけれども、当然この計画につきましては記載のとおり、概ね5年毎の見直しをしなければならない、見直しをするという部分もございますし、10年後には必ず前回、平成21年度に策定して、令和元年度に今回策定したものですから、必ずその長寿命化計画というの、また定めて、国なりに出さなければ当然その補助事業ですから、そちらの方で工事等の対応ができないという部分もありますので、当然その辺は見直しというのは、今後も随時進めていく形になりますので、大江団地の部分につきましては、そういう見直しの時期にそれぞれ社会情勢等を考慮した中でですね、今後も継続して補修等をしていくのかですとか、あとは一部建て替えとかというお話もありましたので、その辺も含めましてですね、また町の方でも議論・検討していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ぜひともこれから、本当に10年、20年という長い年数ですので、いろいろ調査をしてまたコンサルタントも入っているということなんで、町として長く持たせる、また、入居者に対して本当に不便をかけないという方向性をやはり持っていただきたいと思っておりますし、空き家というものに対してもやはりきちんと町として対応できる考えも持つべきではないかという感じがしますのでよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『果樹生産者への支援について』、『本町の再生可能エネルギー施策について』、以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）果樹生産者への支援について、質問いたします。

果樹生産については、町もいろいろな取組をされているということで回答がありましたけれども、サクランボやリンゴの木が次々と倒され、トマトのハウスが増えている現状を見て、新規就農者にとっても難しい課題なのかとも思いますけれども、コロナ禍の現状を見ていると輸入果物に頼ってはられない気がします。

4月に策定したという仁木町果樹産地構造改革計画とはどのようなものか説明をお願いいたします。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）仁木町果樹産地構造計画とはどのようなものかということにつきましては、仁木町果樹産地構造計画は協議会を設置しておりまして、新おたる農業協同組合、農業委員会、南北海道農業共済組合、仁木町果樹協会、それに仁木町等を含めた協議会の中で、目指すべき産地の姿である仁木町の果樹の目標といたしまして、人材戦略に関する事項、及び流通販売戦略に関する事項、そして生産戦略に関する事項、それと今後ですね、果樹の生産を振興する品目、新植を対象とする品種、今後の生産目標・計画を定めた計画となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）その中で、農業共済制度の果樹の加入率は約43%ということですが、これはリンゴだけの加入率なんですか。そしてその新しい構造改革計画の中には、ブドウはいろいろと今新たな戦略でやっておりますけれども、リンゴということでは何かその中に入っているのかどうかお聞きしたいと思います。

本当に共済制度につきましては、いざという時のためですので、異常気象の時はいつ役に立つかわかりません。長野県も果樹が多いところですが、77市町村ある中、果樹栽培のある51市町村で15%から50%をこの共済制度に対して市町村で助成をしているそうです。そのため加入率も増えたと聞いています。先ほどの質問とともに、この北海道では共済制度について自治体が助成しているようなところはないのでしょうか。お聞きします。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）只今の質問でございますが、果樹共済につきましてはですね、まず北海道につきましてはリンゴだけが対象になっているということでございます。

それで、そういった果樹共済、農業共済に対する自治体からの助成、北海道内でそういった助成を行っているところがあるかというご質問でございますが、こちらの方としては北海道内でそういった農業共済の掛金に対する補助ということでは把握していないところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そうすると、サクランボとかというのは共済制度はないのでしょうか。

ちょっと3問目なので、続けて言いますけれども、近年、相次ぐ自然災害により農林水産業は大きな被害を受けています。昨年の被害額は4000億円を超え、地震・津波を除く、台風・豪雨被害としては、過去最高の被害額です。災害で離農者を出さないために、共済制度の給付の内容も見直さなければなりませんけれども農家の掛金負担を軽減し、多くの農家が加入できるようになりませんか。

先ほどのサクランボのことと合わせて、この共済制度助成についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）果樹共済でサクランボが対象になっていないのかということについては、まず農業共済の対象品目につきましては、農業総産出額に占める割合としましては6割程度あり、すべての品目をカバーしているわけではございません。

それで一定の農業者ニーズがあり、かつ事業の実施に必要となる客観的な収穫量、被害状況の把握が技術的・事務的に可能なものを対象としているとのことでございますので、北海道につきましては果樹共済についてはリンゴだけが対象となっているということになってございます。それで、リンゴ以外のサクランボを含めた果樹に対するそういった災害等の補償につきましてはですね、平成31年1月から収入保険というものが始まりまして、この収入保険については価格低下なども含めた収入減少をサポートするというもので、品目の限定は基本的にはないということになっておりますので、そういったものの周知をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）わかりました。

本州の方では、やはり杏の木とか桃の木とかいろんなものがすべて入っていたものですから、中身をもうちょっと精査して、今の収入保険ですか、そういうものがあるということで、ぜひよろしく願っていたと思います。

次に、本町の再生可能エネルギー施策についてお聞きいたします。

はじめに、公共施設等に再生可能エネルギーを導入してほしいということで、日ごろ言っておりましたけれども、今回、子育て支援拠点施設にプロポーザルで各社から様々な再生可能エネルギーを使った提案を受けているということで、今後、しっかりと検証を行っていただき、より良いものを導入していただければと思っております。

2点目ですけれども、太陽光発電のことについてですけれども、北海道景観条例に基づいて意見照会が平成30年5月31日付けであり、北町にある太陽光発電なんですけれども、このことについてこの時期に事業者が周辺住民への説明を行ったとありますが、何人位そこに集まったのかわかりますでしょうか。6月13日付けで届け出について依存がない旨の回答をしたとありますが、異議申し立てもこの時、もしあればできていたのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）北町地域につくられました太陽光発電設備、こちらの方の地域住民に対しての説明という部分でございますけれども、まずはじめに、その地域の皆さんに事業者さんが個々に回っているというところ、その作る予定地の周辺の皆さん7件ほどに回っているということをお伺いしております。

それと、道の方への景観条例に基づく意見照会という部分がありましたが、私どもの方に、皆さま方からは特に「これが駄目だ」というような話は伺っていません。実際にですね、地域の皆さんから、特に反対ですとかそういう異存があるというようなお話を伺っていませんでしたので、それでこちらとしては「異存なし」と回答しております。また、ここでもし何か皆さんから大きな反対等があれば、そういうお話を道に上げることができたかと思えます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番(上村智恵子)その後で、地域の住民から説明会をやってほしいということが出されたかと思うんですけれども、私が聞いたところでは、やはり不安に思った住民が役場に問い合わせさせて事業者からの説明があったと聞いたものですから、もし、仁木町にこういう条例があったらそれに合わせて規制できたのかなというふうに思いました。やはり住民にとって、いくら再生可能エネルギーは良いと思っても、突然自分の周りにメガソーラーなんかができるとしたら、不安でどうしようもないと思います。古平町でも昨年住民が知らない間に太陽光パネルが並び、役場にも道からの意見照会もなかったのか、職員も気がつかない間にできていたということで、そこで役場の方ですぐに「古平町自然環境景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」が3月議会に出され、可決されたようです。国の方も環境に配慮した取組を促すべきとされたことは大変心強いです。小樽市は5月に「小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を作っていますが、やはり古平町のように再生可能エネルギーとして風力とか地熱とかも含めた条例化をしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)古平町でそういった形で整備・規制をしているという部分では、我々も承知するところでございますし、今後町として大規模な事業であればある程度は把握出来るのですが、小規模のそういった事業に関しては、なかなか我々も把握することができない部分がありますので、そういった部分を含めてですね、今後そういった懸念を払拭するためにもそういったガイドライン又は条例みたいなものをですね、果たしてどこまで整備することができるのかということも含めて、今後、調査・研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長(横関一雄)上村議員。

○7番(上村智恵子)太陽光発電所は他の発電所に比べて設置が容易なため、固定価格買取制度を商機と捉えた様々な業種・業態からの参入があり、技術的な未熟さに加え、環境影響や地域社会への配慮に対する理解不足などから多くのトラブルを起こしています。環境省の検討委員会資料によると2016年から2018年夏までに太陽光発電事業に関して環境問題が新聞等に報じられていたのは69件で、主な問題点としては、土砂災害などの自然災害の発生、景観への影響、濁水の発生や水質への影響、森林伐採などの自然環境への影響、住民への説明不足などが掲げられていました。脱原子力発電、地球温暖化防止のために再生可能エネルギーの普及は必要不可欠です。しかし、環境配慮や地域との対話を無視しては、まちづくりはできません。良い条例ができることを求めて質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(横関一雄)以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9 議案第1号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)

○議長(横関一雄)日程第9、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第2号)』を議題

とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ996万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億368万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年6月18日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第1号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金から21款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計996万1000円を減額し、補正後の歳入合計額を40億368万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計996万1000円を減額し、補正後の歳出合計額を40億368万4000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が1067万円の増、その他財源が1272万8000円の減、一般財源が790万3000円の減となっております。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金につきましては、1目、総務費国庫補助金から6目、農林水産業費国庫補助金、合わせて1057万5000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金につきましては4万4000円の追加でございます。2項、道補助金につきましては5万1000円の追加でございます。

下段、7ページをご覧願います。18款、1項、寄附金につきましては14万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては4960万円の減額で、うち3490万円の減は財源調整のため、1470万円の減はふるさと振興基金繰入金で同基金を活用して行う仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業の活用見込額の減などによるものでございます。

下段、9ページをご覧願います。20款、1項、繰越金につきましては、前年度出納閉鎖に伴う繰越金の額の確定により2685万7000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。21款、諸収入、4項、受託事業収入6万1000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の影響で学校給食が休止となった食材提供者対応分の赤井川村からの受託

収入、5項。雑入につきましては191万1000円の追加で一般コミュニティ助成金と学校給食の臨時休業対策費補助金でございます。

次に、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款。1項。議会費につきましては15万2000円の減額で、各種研修会中止による減でございます。

次に、12ページをお開き願います。2款。総務費、1項。総務管理費につきましては1857万2000円の減額でございます。主な補正は、1目。一般管理費は、18節。負担金補助及び交付金で北町中央第一町内会、第一町内会館外壁屋根補修工事への町内会集会所施設等補助金36万5000円の追加、5目。企画費は地域おこし協力隊関係経費で合わせて431万円の減、仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業で1500万円の減でございます。地域おこし協力隊は農業振興員を新規に1名採用予定でありましたが、辞退などにより採用に至らず、募集を終了したための減、共同住宅建設費補助事業は5月22日まで申請受付をしたところ、1件の申請のみで、この申請に対する補助見込金額を除く額を減額するものであります。

13ページ下段、3項。戸籍住民登録費につきましては10万8000円の追加で、印鑑登録証台紙の購入費でございます。

14ページをお開き願います。3款。民生費、1項。社会福祉費につきましては52万2000円の追加で、主な補正は、1目。社会福祉総務費、12節。委託料で、然別生活館の床などの補修・修繕に係る指定管理委託料31万3000円の追加、2目。老人福祉費で地域包括支援センター保健師の産休・育休に伴う保健師などのパートタイム会計年度任用職員採用に係る経費合わせて121万6000円の追加、及び敬老会中止に伴う開催経費合わせて103万円の減でございます。敬老会につきましては、行政報告の6ページのとおり、新型コロナウイルス感染症対策に伴う中止で、以降、同じく4款では余市川クリーンアップ作戦、7款ではさくらんぼフェスティバルの中止に伴う減額補正を計上しております。

16ページをお開き願います。2項。児童福祉費につきましては15万5000円の追加で、地域子育て支援拠点事業補助金の国要綱改正に伴う追加などがございます。

下段、17ページをご覧ください。4款。衛生費、1項。保健衛生費につきましては71万2000円の減額でございます。主な補正は簡易水道事業特別会計の前年度繰越金の確定に伴う繰出金63万4000円の減です。

18ページをお開き願います。6款。農林水産業費、1項。農業費につきましては107万4000円の追加でございます。主な補正は3目。農業振興費の強い農業づくり事業補助金で、国庫補助を活用し担い手育成支援タイプ120万6000円の補助金の追加でございます。

下段、19ページをご覧ください。7款。1項。商工費につきましては195万円の減額で、さくらんぼフェスティバル補助金の減でございます。

20ページをお開き願います。8款。土木費、1項。土木管理費につきましては8000円の追加でございます。4項。住宅費につきましては21万9000円の追加で、北後志衛生施設組合のし尿収集料金改定に伴う浄化槽維持管理委託料の追加でございます。

下段、21ページをご覧ください。10款。教育費、2項。小学校費につきましては461万2000円の追加でございます。主な補正は、教育行政報告2ページのとおり、2目。教育振興費で国庫補助を活用した情報端末機器100台の学校管理用備品購入費450万円の追加でございます。3項。中学校費につきましては272万円の追加で、小学校費同様の備品購入費は58台分で261万円の追加でございます。

22ページをお開き願います。4項。社会教育費につきましては180万円の追加で、宝くじ普及広報事業の

コミュニティ助成事業を活用した若鮎太鼓郷土芸能保存会への太鼓修繕の補助金でございます。5項、保健体育費につきましては20万7000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対策として、本年2月・3月に臨時休業した学校の給食用に既に発注していた食材経費の追加でございます。この経費には全国学校給食会からの補助と赤井川村の小中学校分の委託料の歳入予算を計上しております。23ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

予算書の13ページの総務費、5目、企画費の負担金及び交付金の中で、仁木町定住促進共同住宅の補助金1500万円を今回減額されておりますけれど、只今のご説明の中で申請期限の5月22日までに申請がなかったということでの減額ということでございますけれども、そもそもこの事業につきましては、町長の政策予算でありますよね。それで、この趣旨と目的といたしましては、民間資金を活用した賃貸共同住宅の建設を促進し、子育て世代や新規就農者などの定住化を促進するという目的で、これを予算計上されているわけでございますけれども、これ、ただ無かったからということで1500万円を落としたということでございますけれども、この間どういうPRなり建てていただくことの努力をされたのか。あまりにも早い時期の減額ということで、ちょっと私はこれに納得していないんですよ。それであれば、もう少し努力が必要だし、元々この2000万円に対して、500万円は執行されたのか執行予定かわかりませんが、あまりにも安易にこうスパッとこの時期に落としてしまうのは、ちょっと私は納得いかないんです。それで、もう少し具体的になぜこうなったのか、経緯を含めてですね、ちょっと説明をお願いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの定住促進住宅建設費補助金につきましては、議員お仰せのとおり2000万円を当初予定で組んでおりまして、1件の申し込みがあった状況でございます。今回の応募につきましては1件ということでございます。

今回はですね、コロナの関係の感染拡大等を受けた中でですね、建設にあたっての資材の関係ですとか、そういうことを加味しながら、定住促進の政策的な部分ということでございますけれども、今年度については、この1件の応募の部分で補正予算により減額をさせていただいたわけでございます。資材等の確保が難しくなるであろうということで落させていただいたところであります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと1点洩れてはいますが、どういう努力をされたかなんです。建設をしていただくようにPR、どういうPRされたのか。これは政策予算ですよ、ですからそれなりの腹構えでこれはやって欲しかったし、そういう努力はされているんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの定住促進の事業につきましては、これまで、平成29年度から新たに始めた事業ということでございまして、アパートの関係の部分でございます。

PRにつきましては、従前同様のPR・募集の方法で行っておりまして、今回、定住促進については共同住宅ということでございます。通常の個人の住宅については、当然引き続きやっているところでございますけれども、民間住宅につきましては、通常のPRの中で進めさせてもらっているところでございます。

○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) どうも、答弁になってないと思うんです。

やはりこういう目的で、もう一つの共同住宅ではない定住促進住宅の方も、これは期限をいつまでに切っているのかわかりませんが、やはりこれは抱き合わせで、政策予算ということで出しているわけですから、なかったからとすとんと落としてしまうというのは、どうも納得いきませんし、それなりに努力をされた結果、駄目だったということで落とすんでしたらよろしいんですけど、それであれば、補正でやれば良いんでしょうし、そういうお話があった時点で予算措置をすればいいだろうし、当初からこの時期でこの1500万円も落としてしまうということであれば、そういうお話があった段階で確実なもので、補正してもよろしいですし、そのように私は思いますけれど。せっかくこれ予算計上して、少しでも人口を増やそうという気持ちで、これを予算措置しているわけですから、やはりそれなりの努力が必要かと思うんです。ですからその辺のことを聞いているんですけど、「今までどおり」ということなんですけれど、それはそれでやはり今後はきちんとやはり努力するべきだと思います。町長、これはいかがですか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 今回の、この定住促進共同住宅は、これは今年で3年目、3回目の事業でありますけれども、これまでも結構需要があって、毎年いろいろニーズがあって建設してきた経緯もあります。今年に限って、この時点でカットしたという部分の背景として、私が職員に指示をしたのは、様々な社会情勢の中で、建設資材も先ほど説明がありましたとおり、年度内でこれを納めなければいけないというときにですね、従来の昨年までであれば、秋ぐらいのぎりぎりまで応募を待っていて、急いで建設してもらった経緯もありますけれども、今回はそれも厳しいだろうということになりました。そうだとしたら早い段階で見切りを付けて、またその予算をコロナの関係とか様々な部分で使える幅ができるのであれば、早い段階で見切りを付けた方が良くはないかということで、職員に指示を出させていただきました。今回こういった形を取らせていただいた次第であります。今後において、来年こういった予算措置ができるかどうかは、まだ未定ですけど、もしできた際には佐藤議員おっしゃるとおり、もちろんPR・周知を当然していきますし、予算を付けさせていただいた以上はですね、有効的に活用させていただきたいというふうに思っているところでございますので、なにとぞご理解いただきたいと思います。

○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) 町長の思いもわかるんですけど、ですから私も今町長のおっしゃったように、その1500万円分をコロナ対策の方に向けるだとか、そういうお話であれば、まだよろしかったんですけど、前段そういうお話もなかったですし、だから私は何かこの1500万円分減額した分を、今のコロナの対策の方に回すのかなというふうに、流用するのかなというふうにも思っていました。ところが、歳入の方でも1500万円近く、一千四百何十万円も落としていますので、先ほどそういう説明だったので、やはり流用することなく単純に落としてしまうんだというふうに感じたものですから、ですからちょっと納得いかないかなということで、お話させてもらったんで、今後、町長、これはこのあとコロナ対策の方にこれを流用するという考えがあるんでしょうか。何か手当をする具体的な策はあるんでしょうか。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) なぜ今補正したかということについて、ちょっと補足させていただきたいと思います。

ご承知のとおりですね、集合住宅については、うちの町は都市計画がありませんけれども、確認申請が必要になります。それで、実は昨年でもですね、9月ぐらいまでに確認申請を申請するのに、かなりタイトですね、それで本当に年度ぎりぎりになったということなんです。それから建設業については、働き方改革の中で安定した工期を保つように指導されております。そういった中でですね、実際、4戸以上とかの集合住宅を建てる場合、6月の今の時期で申請をしなければ実際に着工できないという判断のもとですね、今回補正をさせていただいたということが理由でございます。本来、4戸以上の住宅の予定が今回は比較的小さな間口の住宅なものですから、目的どおりに4戸以上の住宅を建設して、定住人口の拡大が図られるという趣旨で設置されているものであるということでもあります。町長からお話があります。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 今後のコロナ関係について予算措置を考えているのかというご質問ですが、今後、コロナ対策に使うかどうかということも含めてですね、生活支援・経済支援の部分で今後どのような状況になるかということもですね、まだまだ計り知れないものがありますので、今後、第3波、第4波が来たときに、また休業要請をしたりとか、または生活必需品が足りなくなったりとかそういった部分になった時にですね、ある程度安定した予算がないと、なかなか予算が立てづらい部分もありますので、そういった部分である程度余裕を持たせるためにもこういった予算措置をして、準備をしているというところで我々も今考えているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄) 他に、質疑はありませんか。1番・磨議員。

○1番(磨 直之) 1番・磨です。

22ページの学校給食費なんですけれども、以前もし既にご説明いただいていたら恐縮なんですけれども、既に発注していた材料というのは、その後どうされたのか教えていただけますでしょうか。

○議長(横関一雄) 泉谷学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長(泉谷 享) この度の学校給食費等補助事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として全国学校給食会連合会が行う次の事業に補助を行うというものでありまして、その一つが、学校給食費返還等事業、それからもう一つが衛生管理改善事業でございます。

今回は学校給食費返還等事業に該当しますので、この部分で説明いたしますと学校の設置者が、臨時休業期間中に負担をした学校給食費等に相当する経費で事業者に対して既に発注をされていた食材に係る違約金等で今回の場合、食材をキャンセルしたと言いますか、実際にはその食材については納入はしてございませんが、実際にパンそれから米飯については購入をしておりますが、その違約金として、基本加工費それから、特別輸送費、特別加工賃がそれぞれ対象となっているもので、その総額が20万6313円ということでございます。

○議長(横関一雄) 岩井教育長。

○教育長(岩井秋男) 今、泉谷の方から説明させていただきました。

今回の給食の場合は、米飯の部分とパンの部分でございまして、そちらの方の納品は、給食センターにはありませんでした。それでも一応、発注をかけているものですから、その違約金に対しての賄い材料費ということでご理解いただきたいと思います。

ただですね、他の臨時休業期間中においても、もう既に発注をかけて納品されているものも実際にはあったんですよね。そういうものにつきましてはですね、時期を遅らせて改めて給食で使ったり、あと賞味

期限が決められているもので、どうしても早く処分しなければならないものがありましたけれども、そちらの方はですね、個人売買しながら、給食費に充てたということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第2号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款. 繰入金を4万5000円減額し、5款. 繰越金を4万5000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の2億1750万6000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては補正はございません。

下段、3ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴い財政調整基金からの繰入金を4万5000円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので4万5000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第3号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を63万4000円減額し、4款、繰越金を63万4000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同

額の4億1761万5000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては補正はございません。

下段、3ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴い63万4000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので、63万4000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号

令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第4号、令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を2万1000円減額し、4款、繰越金を2万1000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の6870万3000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては、補正はございません。

下段、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴い2万1000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。4款、1項、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので2万1000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号でございます。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月18

日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第5号、仁木町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

令和2年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等については本年3月31日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要が生じたところでございます。

地方税法の改正に伴う施行期日が、本年4月1日から施行となっている改正につきましては、地方自治法179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により条例改正を行ったところでございます。この度の改正は4月1日施行分の改正を除いた条例改正を行うものでございます。また、新型コロナウイルス感染症関連の特別措置を講ずる地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布され、このことに伴う仁木町税条例の改正も併せて行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目は新型コロナウイルス感染症関連の特別措置で同感染症などに係る徴収猶予の手續、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例、及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限6か月間延長の規定の整備でございます。2点目は、個人の町民税に係る所得控除にひとり親控除を追加、法人の町民税に係る通算法人ごとの申告などの規定の整備、たばこ税の課税表示について、延滞金の割合等の特例、低未利用土地などを譲渡した場合の特例の追加でございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前（旧）で左側が改正後（新）となっています。第1条関係でございます。新型コロナウイルス感染症関連の特別措置にかかる改正です。項ずれや文言の整理を除く、主な改正をご説明いたします。附則第10条の2につきましては、わがまち特例の規定の改正で、地方税法の規定に基づき、本町における固定資産税の課税標準の割合を定めているものであります。今回の地方税法の改正で新たに追加する条文は左側、新の第27項で生産性向上特別措置法に基づく家屋及び構築物についての固定資産税の課税標準の特例の規定であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資をする中小事業者などを支援する観点から追加するものでございます。附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定で適用期限を6か月間延長し令和3年3月31日までとするものであります。

2ページをお開き願います。附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症などに係る徴収猶予の特例に係る手續等の規定の追加でございます。新型コロナウイルス感染症などの影響による事業収入の減少などの事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が令和3年1月31日までに納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納入することが困難であると認めるときは、納期限内にされた申請に基づき納期限から1年以内の期間に限り徴収猶予することができることとした特例の手續の規定の整備でございます。

3ページをお開き願います。第2条関係でございます。この改正も新型コロナウイルス感染症関連の特別措置に係るものでございます。附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症などに係る寄附金税額控除の特例の規定の追加です。これは所得割の納税義務者が一定の入場料金など払戻請求権を放棄した場合、相当する金額の寄附金を支出したものとみなして寄附金税額控除を適用することとしたものです。政府の自粛要請を踏まえて一定の文化・芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、観客など

が入場料の払い戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額を寄附金として税額控除の対象とするものでございます。

4ページをお開き願います。附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症などに係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定の追加です。これは所得割の納税義務者が前年分の所得税につき特例法の規定の適用を受けた場合、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度分まで延長することとしたものです。新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などによって住宅への入居が遅れた場合でも期限内に入居したものと同様の住宅ローン控除を受けられるように適用要件を弾力化するものでございます。

5ページをお開き願います。第3条関係でございます。この改正は令和2年度税制改正によるものでございます。第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲の規定で、法律の改正に伴い非課税措置について「寡婦」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加する規定の整備でございます。34条の2につきましては所得控除の規定で「寡婦控除額」を除き、「ひとり親控除額」を追加し、法律改正に伴う項ずれの修正をするものでございます。

6ページをお開き願います。第94条は、たばこ税の課税標準の規定で第2項では軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について見直す規定の整備で、7ページの第4項では、第2項の改正に伴う規定の整備でございます。附則第3の2は、延滞金の割合の特例の規定で租税特別措置法の延滞金などの特例規定の改正に伴う規定の整備でございます。下段、附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例の規定で、前条の改正同様、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備でございます。

8ページ下段をご覧ください。附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の規定で低未利用土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う規定の整備でございます。この特例創設により低未利用土地などを譲渡した場合には、長期譲渡所得から100万円を控除することとしたものでございます。

9ページをお開き願います。附則第17条の2は、優良住宅地の造成などのために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定で租税特別措置法の改正に伴う規定の整備でございます。

10ページをお開き願います。第4条関係でございます。この改正も令和2年度税制改正によるものでございます。

11ページをお開き願います。第31条均等割の税率の規定から、17ページの第52条法人の町民税に掛かる納期限の延長の場合の延滞金の規定は法律改正に合わせて改正するもので、法人税法において通算法人ごとに申告などを行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備でございます。

18ページをお開き願います。第94条は、たばこ税の課税標準で軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について法律改正に合わせて改正するものです。

19ページをお開き願います。改正附則は施行期日及び各税の経過措置を定めたものでございます。以上で、仁木町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時53分

再 開 午後 2時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第14 議案第6号

仁木町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

仁木町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年仁木町条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第6号、仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

令和2年度税制改正に伴う地方税法などの一部を改正する法律などについては、本年3月31日に公布されました。このことに伴い、仁木町固定資産評価審査委員会条例におきましても改正する必要性が生じたところでございます。改正点につきましては、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前（旧）で左側が改正後（新）となっています。第6条第2項中、「行政手続などにおける情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進などに関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める改正でございます。行政手続などにおける情報通信の技術の利用に関する法律の法律名が改正されたことに伴う改正でございます。

附則はこの条例は公布の日から施行するものでございます。以上で仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）議案第7号、仁木町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は3歳未満を対象としました保育施設について引き続き保育が提供される措置を講じている場合や施設の確保が困難である場合に連携施設の確保が不要になったことによる改正であります。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）議案第8号、仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、先ほどと同じく3歳未満を対象とした保育施設について、引き続き保育が提供される措置を講じている場合や、施設の確保が困難である場合に連携施設の確保が不要になったこと。また、居宅訪問型保育事業に保護者の疾病等により乳幼児の療育が困難な場合においても、保育の提供をすることを追加する改正であります。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく和田住民課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）議案第9号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、放課後児童支援員の認定研修について、中核市の町も研修を実施できることとなり、追加では北海道の中では函館市と旭川市が追加となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺ほけん課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）議案第10号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は令和2年3月31日に、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、このことに伴い仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため改正を行うものでございます。また、今般の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことにより財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱について改正する必要性が生じたため、改正を行うものでございます。改正内容につきましては、課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直し、法改正に伴う改正、保険税の減免特例の追加でございます。

それでは改め文を省略し、新旧対照表でご説明いたします。1ページをお開き願います。第2条第2項及び第4項と第23条第1項での部分でございます。課税限度額の引上げは基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に改めるものでございます。軽減判定所得の見直しについては、第23条第1項第2号及び第3号の部分でございますが、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5000円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者に乗ずる金額を51万円から52万円に改めるものでございます。高所得者層の負担部分を引き上げ中間所得者層に配慮した保険税となるように設定されております。

2ページをお開き願います。附則第4項及び第5項の改正につきましては、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する部分であり法改正に伴う改正でございます。

3ページをお開き願います。附則第14項でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例でございます。令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税の全部または一部について減免するための改正でございます。附則は施行期日と適用区分の規定

でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）7番・上村。

この税制、課税額の変更によって、仁木町ではどのぐらい変わっていくんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）昨年の税で計算したもので考えますと、まず、限度額の引き上げに伴いまして、医療分につきましては4名の方が対象となり35万8344円、介護の部分につきましては1名の方が対象となり3万5513円、合計で39万3857円となります。また、軽減の部分で見ますと、全体で現行との差が30万6800円となります。以上です。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号

仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定により、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議案第11号、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更において、事業の追加や中止など市町村計画全体に及ぼす影響が大きいもの場合、あらかじめ知事と協議を行った後、速やかに変更計画について、議会での議決を要するものとされております。

今回の変更につきましては、北後志衛生施設組合を実施主体とする余市町下水処理場における下水道及び浄化槽汚泥の一元化処理を行う下水道広域化推進総合事業の実施に伴い、その費用を過疎債により対応するため本計画に追加掲載するものでありまして、本年5月21日付けで知事との協議は終了したことから、今回議会の議決を求めるものでございます。変更の内容につきましては、仁木町過疎地域自立促進市町村計画において自立促進施策区分、3.生活環境の整備の表中に、(2)として新たに事業名、下水道処理施設公共下水道、事業内容、下水道広域化推進総合事業、事業主体、北後志衛生施設組合の項目を追加するものでございます。以上で議案第11号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号

大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について

○議長（横関一雄）日程第20、議案第12号『大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号でございます。大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について。

大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第12号、大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について、ご説明申し上げ

ます。

本計画につきましては、辺地に係る公共施設の統合整備のための財政上の特別措置などに係る法律第3条第1項の規定に基づき計画を策定することにより、辺地対策事業債充当率100%、地方交付税算入率80%の有利な起債の活用が図られるというものであります。国の基準に該当する本町の対象地域は、大江・銀山・尾根内の3地区であります。今回提案している計画書には今後5年間において、辺地対策事業債を活用した事業計画のある大江地区と尾根内地区の総合整備計画を定めるものであります。

次のページをお開き願います。大江地区の総合整備計画書につきましては、計画期間は今年度から令和6年度までの5年間で、光明寺橋他の橋りょう補修事業と簡易水道の配水管整備事業で、事業費は4億2539万3000円、辺地対策事業債の予定額は1億4390万円となっております。

次のページをお開き願います。尾根内地区の総合整備計画書であります。計画期間は大江地区と同じく、今年度から令和6年度までの5年間で、尾根内頭首工改修の農業競争力強化基盤整備事業で、事業費は4254万4000円、辺地対策事業債の予定額は2530万円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第13号

令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第21、議案第13号『令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第13号でございます。令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について。

令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、櫻・和田・長内経常

建設共同企業体、代表者は虻田郡京極町字京極568番地、株式会社櫻組 代表取締役 櫻 貢となっております。契約金額は1億2760万円うち消費税及び地方消費税分は1160万円となっております。工事期間は令和2年6月26日から令和3年2月15日までとなっております。

詳細につきましては可児建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第13号、令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億2856万8000円でありましたので、本定例会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表、1ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者2社と3経常建設共同企業体の計5社を指名し、6月11日に入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、櫻・和田・長内経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては1億1600万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億1688万円に対し99.2%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億2760万円で予定工期につきましては、令和2年6月26日から令和3年2月15日でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。配水管布設工事位置図でございます。主な工事内容につきましては、大江1丁目から2丁目の間に管径100mmの水道配水用ポリエチレン管1080.9m等合わせて1937.2mの配水管を布設する工事で、青色で塗られているところが工事箇所でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

仁木町農業委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第22、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、日程第33、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』以上12件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました、同意第1号から同意第12号までの12件につきまして、提案説明をさせていただきます。

同意第1号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町11丁目11番地、吉田 均、昭和34年3月3日生まれとなっております。吉田 均氏の経歴につきましてご説明させていただきます。平成23年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。吉田 均氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、稲園農事組合組合長 村井康男氏、協和農事組合組合長 佐藤公勇氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第2号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町長沢南474番地、西井 仁、昭和41年2月10日生まれでございます。西井 仁氏の経歴につきましては、平成26年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。西井 仁氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、長沢農事組合組合長 中村隆雄氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第3号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町13丁目16番地、坂東義一、昭和28年2月2日生まれでございます。坂東義一氏の経歴につきましては、平成8年5月から現在まで余市川土地改良区理事、平成26年5月から平成26年7月まで同改良区副理事長、平成26年7月から同改良区理事長としてご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。また、平成20年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。坂東義一氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、余市川土地改良区理事長 坂東義一氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第4号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町6丁目48番地、鶴田壽廣、昭和23年5月14日生まれでございます。鶴田壽廣氏の経歴につきましては、平成20年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、平成28年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。鶴田壽廣氏は、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、平尾 守氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また、現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第5号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町旭台220番地、井内敏也、昭和44年9月2日生まれでございます。井内敏也氏の経歴につきましては、旭台農事組合長、JA新おたる仁木サクランボ出荷組合副組合長兼ブルーン部会長としてご活躍されております。また、令和元年度農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。井内敏也氏は、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者であり、浅田光好氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから、農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第6号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別33番地、渡辺貴志、昭和35年10月30日生まれでございます。渡辺貴志氏の経歴につきましては、平成23年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。渡辺貴志氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第7号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町尾根内803番地3、木田憲一、昭和43年8月27日生まれでございます。木田憲一氏の経歴につきましては平成23年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。木田憲一氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りま

すようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第8号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山2丁目90番地、美濃恵市、昭和39年7月10日生まれでございます。美濃恵市氏の経歴につきましては、平成20年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。また、令和元年度に農業経営改善計画の認定を受けており認定農業者でございます。美濃恵市氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有し、認定農業者であり、また現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第9号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町西町1丁目2番地1、中川博喜、昭和24年10月8日生まれでございます。中川博喜氏の経歴につきましては、平成23年に仁木町に転入し、平成27年4月から仁木町交通安全指導員としてご活躍されており、平成29年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。中川博喜氏は農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものである候補者として、町内の区域全域の農業者等による推薦を受けた候補者で志津照男氏他2名からの推薦による候補者でございます。農業に関する熱意を有し、また現職の農業委員であり中立な立場の農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第10号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町3丁目26番地、喜井裕子、昭和33年1月5日生まれでございます。喜井裕子氏の経歴につきましては、平成22年仁木町に転入し果樹農家として就農されており、平成29年7月に仁木町農業委員会委員として就任し、現在もご活躍されております。喜井裕子氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する女性の候補者であり、また現職の農業委員であることから農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第11号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町東町5丁目8番地6、林 育美、昭和58年1月12日生まれでございます。林 育美氏の経歴につきましては、平成28年に果樹・野菜農家として就農されております。林 育美氏は応募による候補者であり、農業に関する識見を有する青年女性の候補者であり農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。同意第12号でございます。

仁木町農業委員会委員の任命について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町砥の川45番地1、伊藤浩一、昭和35年2月26日生まれでございます。伊藤浩一氏の経歴につきましては、平成12年に果樹・野菜農家として就農されており、平成29年2月からJA新おたる仁木ブドウ生産出荷組合組合長、また、平成30年3月からは仁木町果樹協会会長を務められております。伊藤浩一氏は団体等からの推薦を受けた候補者であり、新おたる農業協同組合代表理事組合長 森 一義氏からの推薦による候補者でございます。農業に関する識見を有し農業委員として適任であると考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上12件を一括提案説明とさせていただきますので、ご審議の上ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』ないし、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』の質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。
続いて、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。
この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。
続いて、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。
この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第4号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。
続いて、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。
この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第5号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。
続いて、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。
この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。
〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第6号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。
続いて、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第7号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第8号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第9号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第10号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第11号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

続いて、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第12号『仁木町農業委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

議員の皆さんに申し上げます。先ほどの議案第10号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、一部答弁に誤りがありましたので、これを求めます。渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）大変申し訳ございません。もう一度説明させていただきます。

国民健康保険税の限度額の改正でございますが、現行61万円を63万円に、介護分の限度額を16万円から17万円に引き上げた場合の試算でございますが、医療分につきまして、現行で計算しますと限度額を超過している世帯数は21世帯、改正案でいきますと17世帯となります。年税額で計算しますと現行との差が35万8100円となります。介護分につきましては、限度額の超過世帯は現行で4世帯、改正案で3世帯が超過世帯数となります。年税額としましては3万5500円の差が出てきます。合わせまして年税額で現行との差が39万3600円となります。また、5割軽減、2割軽減の部分の軽減判定の部分でございますが、医療分につきまして2割軽減の世帯数は65世帯、改正後は67世帯となります。5割軽減の方につきましては、現行だと76世帯、改正後だと77世帯が該当になります。軽減額としましては、医療分で5万8000円となります。後期分につきましては、2割軽減の世帯数は現行65世帯に対して改正後67世帯、5割軽減の方につきましては現行76世帯に対して改正後は77世帯となります。軽減額の差としましては1万9000円の差が出てきます。介護分につきましては、2割軽減が現行では21世帯で改正後は22世帯、5割軽減につきましては現行が25世帯で改正後は26世帯となります。軽減額の差は9800円となります。軽減額の部分の現行と改正後の合計の差額としましては8万6800円となります。限度額の方と軽減額の方の合計の差額としましては、両方合わせまして30万6800円現行との差が出てきております。限度額の方の差額が39万3600円に対しまして8万6800円軽減の部分で新たに対象になる部分の金額が出てきますので、その差額として30万6800円という形になります。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいでしょうか。

日程第34 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第34、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第1号でございます。

人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 澤本慎二は令和2年9月30日にその任期を満了するので、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。

令和2年6月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町3丁目101番地23、澤本慎二、昭和26年10月20生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、現在、人権擁護委員を務められております、澤本慎二氏が令和2年9月30日をもって任期満了となることから、同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。澤本慎二氏は、昭和26年10月20生まれで現在68歳でございます。住所は仁木町北町3丁目101番地23で、昭和49年3月に千葉商科大学商経学部商学科を卒業されております。その後、順天堂大学体育学部の聴講を経て、母校である千葉商科大学に戻られ、体育分野の研究に取り組みられております。昭和51年8月からは積丹町立余別中学校に教諭として勤務、倶知安町立東陵中学校、積丹町立美国中学校、仁木町立銀山中学校を経て、平成24年3月岩内町立岩内第二中学校で退職を迎えられております。退職後は同年4月から社会福祉法人仁木町社会福祉協議会に臨時職員として勤められており、放課後児童クラブの支援員として勤務されております。人権擁護委員は地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格・識見や中立公正さを兼ね備えていることその他、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては澤本慎二氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第1号、『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第35 意見案第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第35、意見案第5号『地方財政の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について提出議員の説明を求めます。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の8ページです。意見案第5号、地方財政の充実強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年6月18日提出。提出者は私、佐藤秀教、賛成者は、嶋田 茂議員です。

意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりでございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生・規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『地方財政の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『地方財政の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第36 意見案第6号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第36、意見案第6号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の10ページです。意見案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年6月18日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、佐藤秀教議員です。

意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりでございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第37 意見案第7号

地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第37、意見案第7号『地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書』を議題とします。

本件について提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の12ページです。意見案第7号、地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年6月18日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、嶋田 茂議員です。

意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第38 意見案第8号

農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書

○議長（横関一雄）日程第38、意見案第8号『農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書』を議題とします。

本件について提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第8号、農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年6月18日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は野崎明廣議員です。

意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席にお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書』は、原案とおりに可決されました。

日程第39 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第39『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第40 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第40『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、

閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時43分

再 開 午後 3時43分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和2年第2回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきましてご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、緊急事態宣言解除を受けて、私たちの暮らし、地域経済は緩やかに動き始めました。しかし新型コロナウイルスが完全に収束したのではなく、小康状態に入っているに過ぎず、我々は感染症と共生しなければならないステージに入ったと言えます。緩めると感染者が増え、締めると経済が立ち行かなくなるといった微妙な手綱さばきが求められる中、今後も新型コロナウイルスの波が来ることが予想されておりますが、これまでの初期対応とは違い、国民一人ひとりが今まで以上に自覚と責任を持ち、適切な感染防止対策を行いつつ生活をしていかなければなりません。我々は自分の行動に慢心せず、皆と協力し合い、この国難を克服するために邁進する気持ちを常に忘れずに、自分との戦いとして向き合っていかなければならないと切実に思うところであります。一方で、昨今の国内外の政治社会情勢を見ておきますと、我々の責任というものが、ただ現在に生きているということではないということを考えさせられます。「歴史は常に後の時代の鏡である」という言葉があるように、経験や歴史から学び、次の時代に何を残していくべきなのか、今を生きる私たちの使命は何かということ、このコロナ禍の中で、今一度見つめ直す局面に立たされているものと受け止めております。そのことに合わせ、利己のためにだけでなく利他のために、排除ではなく共生社会に向けての動きが今後芽生え、体現されていくことを望むばかりであります。

結びに、今年は町の行事や地域の行事が取り止めになったことにより、地域との関わり合いを持つことが従前より少なくなってしまうりましたが、私も含め議員各位におかれましては様々な形で住民の声に耳を傾けていただき、行政に対して届けていただきますようお願い申し上げますとともに、次第に暑い季節に入りますので、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 3時47分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和2年6月18日～6月18日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後3時47分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和元年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	R2.6.18	報 告
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）	R2.6.18	承認可決
議案第1号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）	R2.6.18	原案可決
議案第2号	令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	R2.6.18	原案可決
議案第3号	令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	R2.6.18	原案可決
議案第4号	令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R2.6.18	原案可決
議案第5号	仁木町税条例の一部を改正する条例制定について	R2.6.18	原案可決
議案第6号	仁木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	R2.6.18	原案可決
議案第7号	仁木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R2.6.18	原案可決
議案第8号	仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R2.6.18	原案可決
議案第9号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R2.6.18	原案可決
議案第10号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R2.6.18	原案可決
議案第11号	仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	R2.6.18	原案可決
議案第12号	大江及び尾根内辺地に係る総合整備計画について	R2.6.18	原案可決
議案第13号	令和2年度配水管整備事業大江地区町道大江2号線外配水管布設工事請負契約の締結について	R2.6.18	原案可決
同意第1号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意第2号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意第3号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決

同意 第4号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第5号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第6号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第7号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第8号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第9号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第10号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第11号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
同意 第12号	仁木町農業委員会委員の任命について	R2.6.18	同意可決
諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.6.18	適任答申
意見案 第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	R2.6.18	原案可決
意見案 第6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	R2.6.18	原案可決
意見案 第7号	地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書	R2.6.18	原案可決
意見案 第8号	農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書	R2.6.18	原案可決